

介護保険の仕組みについて

高齢者保健福祉計画と一体のものとして策定する介護保険事業計画には、3年間の計画期間における第1号被保険者の介護保険料を設定するという重要な役割があります。

このため、介護保険の仕組みについて説明いたします。

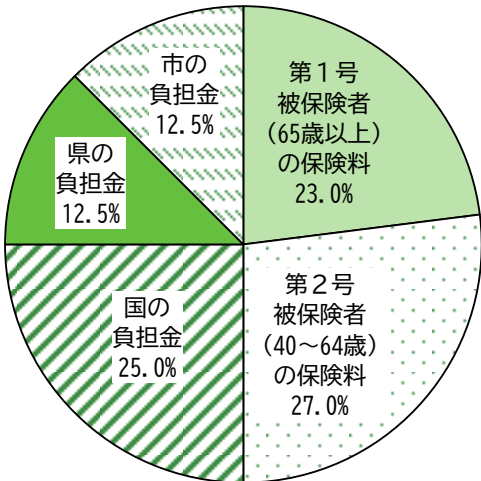
1. 介護保険の財源

介護保険のサービスは、本人及び世帯の所得の状況により1割・2割または3割の自己負担で利用することができます。利用者負担以外の9割・8割または7割の費用は、介護給付となり、財源は「介護保険料」が50%、「公費（税金）」が50%となります。

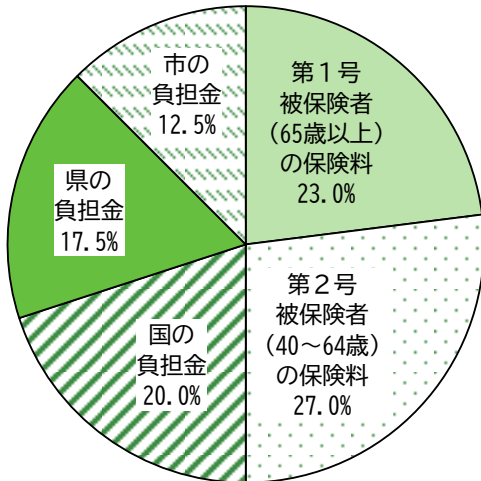
※包括的支援事業・任意事業費を除く

【 標準給付費の財源内訳 】

居宅給付費

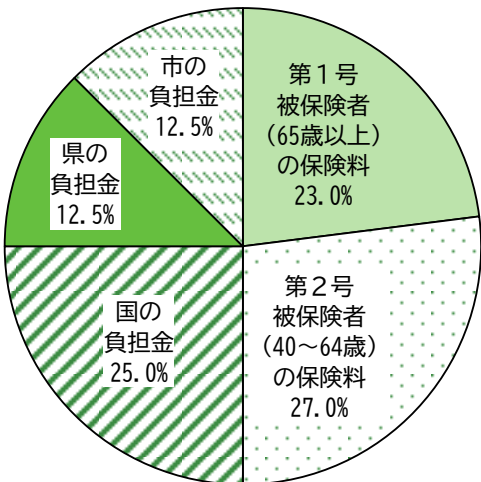


施設等給付費（特定施設を含む）

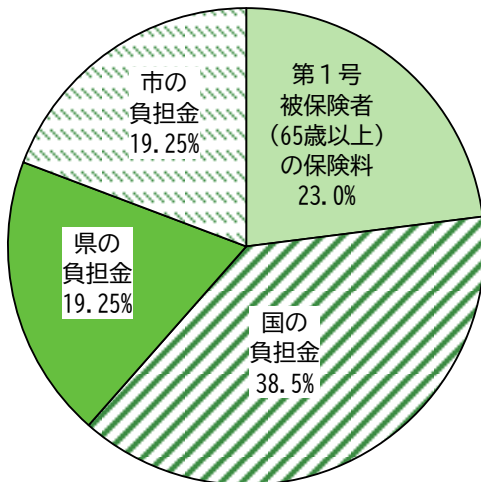


【 地域支援事業費の財源内訳 】

介護予防・日常生活支援総合事業費



包括的支援事業・任意事業費



※後期高齢者の割合や高齢者の所得段階の割合により、国の負担金の調整が行われるため、国の負担金や第1号被保険者の保険料の割合は若干異なります。

2. 被保険者の区分と介護保険料

介護保険は、40歳以上の方が被保険者であり、年齢を基準に「第1号被保険者」「第2号被保険者」に区分します。

介護保険料の設定方法は、この区分により下表のとおりです。

区分	年齢	介護保険料の設定方法
第1号被保険者	65歳以上	市区町村が介護サービスの必要量の見込みと被保険者数から基準額を設定
第2号被保険者	40～64歳	加入している医療保険の算定方式を基本として設定

※このため、第1号被保険者の保険料は市区町村ごとに異なっています。

令和3年度から令和5年度までの第8期計画期間の島田市における第1号被保険者の基準月額保険料は4,960円です。

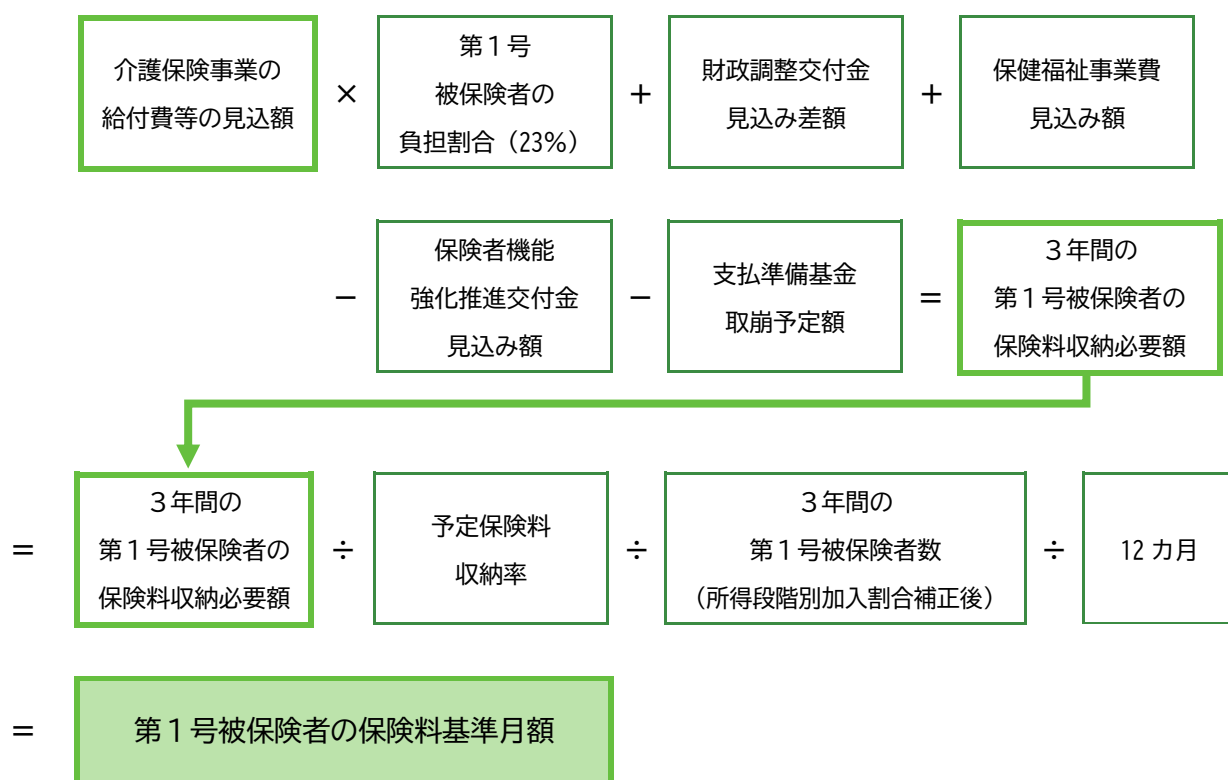
全国平均は6,014円、静岡県平均は5,681円であり、島田市の保険料は県内35市町中3番目に低い金額となっています。※同額は順位が同じ

3. 第1号被保険者の介護保険料の計算方法

介護保険制度は、高齢者の暮らしを社会全体で支えていく仕組みであり、その財源は、国・県・市による公費と、65歳以上の第1号被保険者及び40歳から64歳の第2号被保険者が負担する介護保険料によって賄われています。

2024（令和6）年度から2026（令和8）年度までの介護保険事業の給付費等の見込み額に23%を乗じ、財政調整交付金見込み差額と保健福祉事業費見込み額を加算し、保険者機能強化推進交付金見込み額と支払準備基金取崩予定額を減算した額が、3年間の第1号被保険者の保険料収納必要額となります。さらに、予定保険料収納率、3年間の第1号被保険者数及び12ヵ月で除した額が、第1号被保険者の保険料基準月額になります。

なお、介護保険事業の給付費等の増減により、それに応じて保険料基準月額も増減することになりますが、支払準備基金の2023（令和5）年度末残高予定額のほぼ全額を取り崩し、保険料の上昇を抑制する予定です。



※個人の保険料は、「保険料基準月額」に、所得段階別に定められた「保険料率」を乗じて計算されます。第8期計画では、「保険料基準月額」は「4,960円」であり、所得段階は11に区分されています。所得が多い方ほど所得段階は大きくなります。第5段階の保険料率を「1.0」に設定しているため、この段階の保険料月額は「基準月額」と同じ「4,960円」となり、第5段階の保険料が基準額となります。保険料率は、第1段階では「0.3」、第11段階では「1.8」であるため、保険料はそれぞれ「1,488円」、「8,928円」となり、所得の多い方により多くの保険料を負担していただく仕組みとなっています。